

**令和5年度 山梨地方最低賃金審議会
第1回 特定最低賃金合同専門部会 議事録**

1 日 時 令和5年10月3日(火)午前9時58分～午前10時54分

2 場 所 KKR甲府ニュー芙蓉

3 出席者

電気部会 公益代表：石垣委員、今井委員、門野委員
労働者代表：数野委員、小林委員、三輪委員
使用者代表：加藤委員、佐々木委員、山岸委員

自動車部会 公益代表：今井委員、門野委員
労働者代表：雨宮委員、飯沼委員、櫻井委員
使用者代表：川島委員、松下委員、依田委員

事務局 岡村労働基準部長、井上賃金室長、平出室長補佐

4 議事

- (1) 特定最低賃金改正の審議日程について
- (2) 資料説明
- (3) 基本的見解の発表及び改正審議
- (4) 今年度の審議の進め方について
- (5) その他

5 審議会内容

(賃金室長)

本日は、御多用のところお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

定刻より少し早いのですが、皆様お揃いいただきましたので、ただいまから、山梨地方最低賃金審議会、第1回山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会及び第1回山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会の合同専門部会を開催いたします。

本日は、自動車専門部会におきまして、公益側、岡松委員から欠席の御連絡をいただいておりますが、各部会につきまして、全委員の3分の2以上で、かつ、各側3分の1以上の委員の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定によりまして、専門部会を開催し、決議することができますことを御報告いたします。

また、本専門部会は一般に公開をしており、事前に公示を行ったところ、傍聴希望者はございませんでしたので、併せて御報告させていただきます。

本日は、本年度最初の専門部会ですので、部会長が選出されるまでの間、事務局

で進行を務めさせていただきます。

よろしく願いいたします。

それでは、次第の2に入りますが、労働基準部長の岡村から御挨拶を申し上げます。

(労働基準部長)

皆様おはようございます。

労働基準部長をしております岡村と申します。

本年度第1回目の特定最低賃金合同専門部会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、御多用のところ御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、皆様方の机の上に辞令を置かせていただいております。

時節柄、これをもちまして正式な就任とさせていただきたいと思っておりますので、御了承くださいますようお願いいたします。

これから皆様に御審議いただきます、電気及び自動車関係の特定最低賃金につきましては、8月23日に開催されました第3回本審での「改正の必要性あり」との御答申を受けまして、同日付けで、山梨労働局長から改正の諮問を行い、本部会の設置及び本日の開催に至ったものでございます。

特定最低賃金につきましては、関係労使のイニシアティブにより決定されるという性格上、改正審議におきましては、労使双方の委員の皆様の自発的な御協力というものが不可欠でございます。

何卒、御理解くださいますようお願い申し上げます。

現在は、新型コロナウイルス感染症の影響で抑制されていた設備投資や個人消費が緩やかに増加しつつある状況であり、物価の上昇や円安など雇用、経済への様々な影響が生じている状況の中での御審議をいただくこととなりますが、関係労使の皆様方が、これまで長年築き上げてこられた信頼関係の下で、御審議を円滑に進めていただき、是非、全会一致での決定をいただきますよう、お願い申し上げます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

(賃金室長)

続きまして、各委員の御紹介になりますが、お手元に委員名簿と配席表をお配りしておりますので、誠に恐縮ではございますが、これをもちまして御紹介に代えさせていただきますと存じます。

(賃金室長)

続きまして、次第の3に入ります。

最低賃金法第25条第4項の規定に基づきまして、部会長及び部会長代理を、公

益委員の中から選出していただくこととなります。

いかがいたしましょうか。

(今井委員)

事前に部会所属の公益委員の中で調整をしました結果、電気部会については、部会長を私、部会長代理を門野委員に、自動車部会については、部会長を門野委員に、部会長代理を私、ということで、それぞれ提案させていただきたいと思います。

(賃金室長)

ありがとうございます。

ただいま、今井委員から御提案をいただきました、電気部会については、部会長を今井委員、部会長代理を門野委員に、自動車部会につきましては、部会長を門野委員に、部会長代理を今井委員に、それぞれお願いするとの御提案についてお諮りいたします。

いかがでしょうか。

(委員一同)

(異議なし。)

(賃金室長)

ありがとうございます。

それでは、全会一致で電気及び自動車専門部会の部会長及び部会長代理の選出がなされましたので、お手元の資料のうち専門部会の名簿の、電気部会につきましては、今井委員の左に二重丸を、門野委員の左に一重丸の記入をお願いいたします。

また、自動車部会につきましては、門野委員の左に二重丸を、今井委員の左に一重丸の記入をお願いいたします。

それでは、電気部会の今井部会長、自動車部会の門野部会長に、それぞれ御挨拶をいただきたいと思います。

また、以後の議事につきましては、両部会長で御相談いただきまして、議事進行をお願いいたします。

(今井部会長)

それでは、電気関係の専門部会の部会長就任にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

冒頭の、労働基準部長さんの御挨拶にもありましたように、特定最低賃金につきましては、関係労使のイニシアティブにより決定されるという性格上、改正審議におきましては、労使双方の委員の皆様の自発的な協力が不可欠でございます。

昨年は、残念ながら、電気のほうにおきまして全会一致とはなりませんでしたが

れども、委員の皆様の御協力をいただきながら、ぜひ、全会一致での決定となりますようお願い申し上げます。

以上でございます。

(門野部会長)

自動車部会の部会長を務めさせていただきます門野と申します。

よろしくお願いいたします。

私は、今年度から委員になりましたことから、不慣れなことも多々あるかと思いますが、自動車部会におきましても労使双方のイニシアティブのもとに御審議を深めていただき、全会一致での御判断に至りますよう、御協力をよろしくお願いいたします。

【 議事(1) 特定最低賃金改正の審議日程について 】

(今井部会長)

それでは、議事につきましては、門野委員と相談しました結果、本日は、私が座長として議事進行をさせていただくことになりましたのでよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議事の「(1) 特定最低賃金改正の審議日程について」、事務局から説明をお願いいたします。

(賃金室長)

それでは、説明いたします。

お手元にお配りしております、一枚紙で、上に山梨地方最低賃金審議会 特定最低賃金専門部会日程(案)と書いております資料を御覧ください。

各委員の皆様におかれましては、御多用のところ、日程調整に御協力いただきありがとうございました。

お手元にお配りしました案のとおり日程を決めさせていただき、メールによりお知らせしておりますが、改めまして、御了承いただきたいと存じます。

具体的な日程につきましては申し上げますと、まず、電気の部会につきましては、第2回を10月13日金曜日、午後2時から、第3回を10月17日火曜日、午前9時30分からと設定させていただいており、この日までに結審いただくことを想定しております。

次に、自動車の部会につきましては、第2回を10月11日水曜日、午前10時から、第3回を11月7日火曜日、午前10時からと設定させていただいており、こちらもこの日までに結審いただくことを想定しております。

会場につきましては、本日と変わりが、山梨労働局庁舎内の1階会議室または3階会議室のいずれかの会議室で行うこととなります。

また、結審に至ったものの、部会において全会一致とならなかった場合に備えまして、11月15日水曜日、午前10時30分から本年度第5回の本審の予定を設定しております。

さらに、部会におきまして全会一致で結審した場合、または部会で全会一致に至らず、本審において結審した場合のいずれにおきましても、結審後、特定最低賃金の改正につきまして労働局長あてに答申をいただくこととなります。

この答申の要旨を公示した後、関係労使から異議申出がなされた場合には、当該異議申出について審議する本審、いわゆる「異議審」を開催することとなります。

この異議審を開催する場合につきましては、別途本審の委員の皆様の日程調整をさせていただきますこととなります。

なお、例年、特定最低賃金につきましては、異議の申出はなされておられません。以上でございます。

(今井部会長)

はい、ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明に対して、何か御質問等がございますか。

(各側委員)

(質問等なし。)

(今井部会長)

よろしいでしょうか。

それでは、今後、各専門部会につきましては、事務局から示された日程によって開催していくことといたします。

【 議事(2) 資料説明 】

(今井部会長)

次に、議事の「(2)資料説明」に移ります。

事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

それでは、お手元にお配りしております資料のうち、表紙に「山梨地方最低賃金審議会 審議資料」と記載しております資料、「山梨地方最低賃金審議会 参考資料」と記載しております資料、最後に「山梨地方最低賃金審議会 関係規定・法令集」の3つの資料を使用して説明させていただきます。

まず、「参考資料」をお手元に御用意いただきまして1ページ目をお開きいただければと思います。

資料には各ページの右下に通しでのページ番号を記載しておりますので、このページ番号で御案内をさせていただければと思います。

今回、初めて部会の委員に就任いただきました委員の方もいらっしゃいますので、最低賃金や最低賃金審議会につきましても、基本的な事項につきましても一部説明させていただきます。

まず、地域別最低賃金と特定最低賃金について説明させていただきます。

最低賃金には、地域別最低賃金と特定最低賃金の2種類がございます。

地域別最低賃金は、都道府県ごとに決定することが法令で義務付けられておりまして、原則として、産業や職業の種類を問わず、各都道府県内の事業場で働く全ての労働者と、労働者を1人でも使用している全ての使用者に適用されることとなっております。

次に、特定最低賃金につきましては、それぞれ該当する産業に属する事業場の労働者とその使用者に限定されて適用されるものになります。

特定最低賃金の性格としましては、企業内における賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するもので、公正な賃金決定に資することを目的としております。

地域別最低賃金については、必ず各都道府県で決定すべきものになりますが、特定最低賃金については、関係労使の申出によりまして決定されるもので、関係労使のイニシアティブにより設定される民事的なルール、という性格のものになります。

資料が変わりますが、お手元の資料のうち「審議資料」と書いてあります資料を御用意いただきまして、3ページ目を御覧ください。

山梨県内を適用地域としている特定最低賃金としましては、「山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」と「山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金」の2種類となります。

皆様に御審議いただきますのは、この電気関係と自動車関係の最低賃金になります。

特定最低賃金につきましては、地域別最低賃金を上回るものとされておりまして、現在の最低賃金額は、電気が1時間959円、自動車が1時間961円となっております。

先ほどの参考資料にお戻りいただきまして、3ページ目をお開きいただければと思います。

こちら、山梨地方最低賃金審議会の構成図になります。

この図の右側にあるものが特定最低賃金の審議に関するものとなり、特定最低賃金検討委員会と特定最低賃金専門部会がございます。

続いて4ページにお移りください。

特定最低賃金の改正の手続きが示された図になります。

特定最低賃金につきましては、図の上の段にあります、関係労使からの申出を受けまして、労働局長が「改正決定の必要性の有無」について、最低賃金審議会に諮問を行います。

この諮問を受けて、審議会では、先ほどの図にございました特定最低賃金検討委員会を設置して、改正決定の必要性の有無について御審議いただくこととなります。

これが、この図の上の段の点線で囲まれた部分となりますが、この検討委員会は、本年は8月22日に開催されまして、「改正決定の必要性あり」との結論となり、その後、8月23日に開催されました最低賃金審議会の第3回本審におきまして、労働局長あてに答申をいただきました。

この答申を受けまして、次に特定最低賃金の改正についての諮問を行わせていただき、本日から開催してまいります特定最低賃金専門部会におきまして、審議いただくこととなりました。

4ページの図では、下の段の点線で囲まれた部分が専門部会における審議となります。

その後の流れですが、専門部会におきまして、特定最低賃金の改定額を決定いただいたあと、労働局長あてに答申をいただきますと、当該答申の要旨を15日間公示いたします。

この15日間は、関係労使からの異議申出を受け付ける期間となり、この期間中に異議申出がなければ、その後、官報公示を行って、30日経過後に改定額の効力が発生することとなります。

一方、異議申出がなされた場合には、先ほどの日程説明の際にも触れさせていただきましたが、当該異議申出につきまして、改めて、本審、いわゆる「異議審」を開催して、審議いただくこととなります。

異議審を経まして、改定額が確定した後は、やはり官報公示を行いまして、30日経過後に効力が発生するという流れになります。

次に、5ページを御覧ください。

特定最低賃金の決定、改正等につきましては、これまでの資料でもありまして、関係労使からの申出が必要となります。

申出の形式としては、労働協約ケースと公正競争ケースの2つの形式がございます。

労働協約ケースは、基幹的労働者の相当数について、賃金の最低額に関する労働協約が適用されている場合に申出をいただく方式となります。

山梨の場合、自動車・同附属品製造業最低賃金が、この方式によることとなります。

公正競争ケースは、必ずしも労働組合でなくても良いわけですが、事業の公正競争を確保するという理由から、最低賃金の適用を受ける労働者の合意によって行われる申出ということになります。

山梨の場合、電気機械器具等製造業最低賃金がこの方式になります。

申出要件の労働者数につきましては、労働協約ケースも公正競争ケースも、改正の場合では、労働者数が適用労働者の概ね3分の1以上ということが要件でございます。

加えて、改正につきましては、申出いただいた中で最も低い額を定めた労働協約の協約賃金額を上回る改正はできないということとされており、現行の各業種の特定最低賃金額よりも、申出いただいた労働協約の中の最低額の方が高いということが申出の要件になるということでございます。

次に参考資料の、最後のページになりますが、10ページを御覧いただければと思います。

平成14年の中央最低賃金審議会の了承事項であります「中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告」の抜粋資料になります。

上から2つ目の黒丸の項目のうち のアンダーラインが付いている記述ですが、「金額審議については、全会一致の議決に至るよう努力することが望ましい」とされており。

この点に御留意をいただきまして、本専門部会におきましては、労使の御協力のもと、全会一致による決議をできる限りお願いしたいと存じます。

この全会一致に関係しまして、「専門部会の専決」の制度について説明させていただきます。

資料が変わりまして、お手元の資料のうち、「関係規定・法令集」を御用意ください。

この関係規定・法令集の1ページ目をお開きいただければと思います。

こちらは、本年度における山梨地方最低賃金審議会の運営について定めた規定になります。

下から5行目のところですが、第1の2の(2)の工で、「特定最低賃金の改正にあたっては、最低賃金審議会令第6条第5項における「専門部会の決議をもって本審の決議とする」旨の規定の適用ができることとするが、この適用は、専門部会における決議が全会一致の場合に限る」とされており。

この規定を踏まえまして、8月23日に開催されました第3回の本審におきまして、「専門部会における決議が全会一致であった場合には、これを本審の決議とすること」について、事前に決議をいただいております。

このため、専門部会の金額決議が全会一致であった場合には、そのまま山梨地方最低賃金審議会の決議となり、山梨労働局長への改定額の答申に至ることとなります。

また、専門部会における決議が全会一致でなかった場合におきましては、11月15日に予定している本審におきまして、採決の上決定いただくこととなります。

次に、資料が変わりまして、審議資料を御用意ください。

まず、審議資料の1ページ目をお開きください。

こちらは、本年度の特定最低賃金改正決定に係る申出状況を取りまとめた資料でございます。

ここで、本年度の審議をいただく際に御留意をお願いしたい点について説明いたします。

先ほど、特定最低賃金改正の申出の形式について説明させていただいた際、あわせて、改正については、申出の中で最も低い額を定めた労働協約の金額を上回る改正はできないことについて説明いたしました。

この表の、一番右側の列が、本年度の申出において、最も低い労働協約の金額となります。

これに対しまして、現行の最低賃金額は、電気が959円、自動車が961円になります。

特に、自動車については、現行の最低賃金額との差が少なくなっておりまして、本年度の改正の御審議をいただくにあたりましては、この表に記載の971円が引上げ可能な上限額となりますので、お含みおきをいただきますようお願いいたします。

次に4ページをお開きください。

こちらは、令和5年3月末現在での最低賃金の全国加重平均額の一覧表になります。

表の一番上が地域別最低賃金になります。

令和4年度の地域別最低賃金の加重平均額は961円でしたが、朱書きで追記しておりますとおり、今年度、全国における地域別最低賃金が10月に順次改定されますと、43円上昇しまして、1,004円となります。

次に、赤色の四角で囲んでいる部分ですが、特定最低賃金の電気関係の全国の加重平均額は930円、輸送用機械器具関係は972円となっており、山梨では、電気の特定最低賃金は、全国の加重平均額より高く、一方、自動車の特定最低賃金は、全国の加重平均額よりも低い金額となっています。

また、次の5ページは電気機械器具関係、輸送用機械器具関係の特定最低賃金を設定している都道府県別の資料となります。都道府県によって、業種のくくりが一部異なっております。

特に「輸送用機械器具製造業関係」につきましては、自動車のほか船舶や建設機械や自転車が入っていたり、逆に自動車が対象外となっていたり、県によって様々なものを「輸送用機械器具製造業関係」として、ひとくくりにしてあることに御留意いただければと思います。

次に6ページを御覧ください。

こちらは、昨年度の全国における特定最低賃金の審議結果の資料となります。

必要に応じて参考としていただければと思います。

次に7ページを御覧ください。

平成22年度以降の、全国における特定最低賃金の年内発効状況の一覧表になります。

特定最低賃金の改定につきましては、年内発効を目指すこととされておりまして、実際、その多くが年内に発効されている状況となっております。

先ほどの5ページにお戻りいただければと思います。

それぞれの表の一番右の列が昨年度の各都道府県における電気関係と輸送用機械

器具関係の発効日となります。

山梨県につきましては、電気が令和4年12月30日、自動車が令和4年12月25日となっております。

次に9ページを御覧ください。

答申日ごとに、異議申出期間や官報公示の手続きに要する日数を考慮した上で、改定後の特定最低賃金が発効となる最短の日を一覧にした表となります。

一番左の列が答申日、一番右側の列が答申日に対応した発効日となっております。10ページを御覧ください。

表の一番上の行に赤線を引いてありますが、11月1日に答申をいただいた場合は、年内最終日である12月31日に発効するということになります。

次に11ページを御覧ください。

山梨県の特定最低賃金改正の推移で、平成元年度から令和4年度までの一覧となります。

一番右側の列が採決の状況になりますが、「白丸が全会一致」、「黒丸が使用者側全員反対」、「黒三角が労働者側全員反対」等の記号で表示しています。

多くは、白丸、全会一致となっていることがお分かりいただけるかと思えます。

次に12ページをお開きください。

山梨県の地域別最低賃金と特定最低賃金の推移の一覧表ですが、各年の引上げ額と引上げ率も併せて記載となっております。

次に13ページと14ページは、それぞれ電気関係、自動車関係の最低賃金推移一覧表ですが、表の右側2列に「未満率」と「影響率」を記載しております。

「未満率」とは、現行の最低賃金額に対して最低賃金額を下回っている労働者の割合で、「影響率」は、新しい最低賃金額に改正された後に改正後の最低賃金を下回ることとなる労働者の割合のことを指しております。

未満率と影響率のデータは、毎年6月に、製造業については労働者100人未満の事業所、その他の業種については労働者30人未満の事業所を対象として実施しております「最低賃金に関する基礎調査」という統計調査からのデータとなります。

次に15ページを御覧ください。

こちらは、常用労働者の一人当たりの、平均の1か月の所定内給与額と労働時間の推移の資料で、山梨県が毎月公表しております、毎月勤労統計調査から毎月の数値を拾いまして、令和4年1月から令和5年4月までをとりまとめたものになります。

15ページが「全産業」と「製造業」、16ページが「E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業」と「E29 電気機械器具製造業」、17ページが「E30 情報通信機械器具製造業」と「E31 輸送用機械器具製造業」になっております。

それぞれの項目名にあります「E28」などの記号は、日本標準産業分類の中分類番号になります。

次に19ページを御覧ください。

こちらは、統計が変わりまして、昨年度の「賃金構造基本統計調査結果」の一部を記載したもので、19ページは全国の状況、20ページは県内の状況の資料となります。

一番右側の「時間換算額」は、所定内給与額を所定内実労働時間数で割ったものになっております。

次に21ページを御覧ください。

こちらは、本年度の最低賃金に係る基礎調査結果のうち、電気関係と自動車関係に該当する業種分を取りまとめた表になります。

一番左側の賃金の階級の幅ですが、現在の特定最低賃金額近辺、具体的には950円から裏面の1,019円までにつきましては1円刻みとしておりますが、その他の階級につきましては10円刻み又は100円刻みとしております。

また、各欄は数字が2段書きで記載されていますが、上側の数字は、その階級までの累積の労働者数を表しており、下側のかっこ内の数字は、累積の労働者数の全体に占める割合を表しています。

なお、電気、自動車それぞれの現在の最低賃金額未満の階級につきましては、グレーで色付けしております。

次に24ページと25ページを御覧ください。

これは先ほどの表のデータをグラフにしたもので、24ページが電気、25ページが自動車になります。

先ほどの表ですと、労働者累積の数で表示していたのですが、こちらは各賃金階級に属している人数をグラフに落としているものになります。

次に27ページと29ページの資料になります。

本年度の最低賃金に係る基礎調査結果に基づきまして、電気と自動車、それぞれの現在の最低賃金額を下回っている労働者の比率である「未満率」を算出した結果と、今後、最低賃金が改定された場合に、当該改定額を下回ることとなる労働者の割合である「影響率」を現在の金額から1円刻みで試算した結果を示した資料となります。

次に31ページを御覧ください。

こちら、厚生労働本省が実施しました、今年度の「賃金改定状況調査結果」の概要になります。

33ページからの各表のデータは、AからCのランク別に記載がなされております。

山梨県はBランクですので、Bランクの欄をそれぞれ赤枠で囲っております。

33ページの第1表には、本年になってから賃金引上げを実施した事業所、引下げを実施した事業所、賃金改定を実施しない事業所などの割合が記載されております。

次に36ページと37ページを御覧ください。

第4表の と と呼ばれる資料になりますが、第4表の は男女別の賃金上昇率

を、第4表の は一般労働者、パート労働者別の賃金上昇率を業種別に示した表になります。

次に43ページを御覧ください。

こちらは、45ページ以降に資料としております各種経済指標の主なポイントを取りまとめた一覧となります。

この表の中ほどの「ページ」の列には、各資料が何ページにあるかを記載しておりますので、後ほど各資料を御確認いただく際に御活用いただければと思います。審議資料の説明は以上でございます。

(今井部会長)

ありがとうございました。

ただいまの説明について、何か御質問、御意見等はございますか。

(各側委員)

(質問、意見等なし。)

【 議 事 (3) 基本的見解の発表及び改正審議 】

(今井部会長)

よろしいでしょうか。

それでは、次に議題の「(3) 基本的見解の発表及び改正審議」に入ります。

まず、労使各側から金額審議に臨む基本的見解を発表していただきます。

最初に、電気関係の労働者側からお願いいたします。

(小林委員)

それでは、電気関係労働者側の基本的見解につきまして、私、小林のほうから資料を読み上げさせていただきますと思います。

金額改正にあたっての労働側基本見解。

2023年山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業、特定最低賃金の改正にあたり、労働者側委員の基本的な見解について下記のとおり述べさせていただきます。

各委員の皆様の御理解をお願いいたします。

記。

1、日本経済は、物価変動の影響を取り除いた実質成長率が1.2%となるなど回復傾向にあります。

また、政府は「月例経済報告」において、景気の基調判断を「景気は、一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直している。」から、「景気は、緩やかに回復している。」へと修正をしています。

また、県内の状況に目を向けると、2023年9月29日発表の県内有効求人倍率は1.23倍、正社員有効求人倍率は0.91倍と昨年に比べ若干の低下傾向にはありますが、9月13日発表の山梨県金融経済概観、日本銀行甲府支店、において、「県内景気は、一部に弱めの動きが見られるものの、持ち直している。」としており、各指標の動きについても横ばいの状況にあります。

一方で、我々を取り巻く環境は、急激な物価上昇による生活への影響が顕著となっており、9月に発表の消費者物価指数も、生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数が105.2と前年同月比4.3%の上昇となっております。

電機産業は、社会のデジタル化・脱炭素化に対する期待が高まると予想されている事に加え、第4次産業革命と呼ばれるIoTやビッグデータ、ロボット、人工知能、AIなどの急速な発展を受け、これらの技術、社会状況の動向を見極め、電機産業が持つ高品質なものづくり技術や情報産業技術などの強みを活かし、新たな価値を生み出していくことが期待されている。

このように経済成長、社会への貢献と新たな雇用の創出に寄与することが期待される電機産業の継続的な発展を支える優秀な人材の確保の面からも、法定電機最低賃金の金額改正、新設の取組が必要であると考えております。

2、電機産業の従業員数は、全国平均で製造業の約15%を占めており、山梨県内においても20%を占めております。

また、雇用者数のみならず生産額、出荷額などにおいても20%近くを占める主要産業であり、他産業と比較をしても山梨県経済における重要な役割を担っていると言えますが、大手企業から中小・零細企業まで裾野の広い産業構造になっている事から産業内の賃金格差が大きい実態にあります。

したがって、電機産業に関わる労働者の生活安定と、事業の公正競争の確保を図る上で、適正水準への改善は必要不可欠であり、電機産業の継続的な発展を支える優秀な人材の確保の面からも、この取組が必要であると考えます。

こちらにつきましては、先ほど述べたような山梨県内における電機産業のウエイトを示した表ということになっております。

3、電機連合は2023年闘争において、開発・設計職基幹労働者賃金を中心に、賃金水準改善として5,000円以上もしくは7,000円以上の引上げが図られました。

こうした結果を法定電機最低賃金に反映する必要があるものと考えます。

2023年春季闘争の賃上げ実績ということで表のほうに出しておりますので御覧ください。

4、上記3の取組の中で、電機連合各加盟組合は企業内のミニマム基準となります「企業内最低賃金」についての金額改定要求を行い、月額173,500円、前年度比7,000円引上げの水準となりました。

この水準の時間当たり換算額は1,123円となります。

同じ産業で働く労働者の公正な賃金決定と均等・均衡処遇の実現に向け、水準、絶対額重視により、電機連合加盟組合の企業内最低賃金、1,123円と特定最低賃金、

山梨県の電気機械機具等製造業では959円、との格差改善を求めます。
以上となります。

(今井部会長)

ありがとうございました。

質問等は後ほど一括していただくことにしまして、続いて電気関係の使用者側からお願いします。

(山岸委員)

それでは、使用者側の基本的見解を述べさせていただきます。

令和5年度山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の審議に係る使用者側見解でございます。

今年度の山梨県電子部品製造業等の最低賃金の審議に臨み、以下に使用者側見解を述べさせていただきます。

1、はじめに。

新型コロナウイルス感染症の影響から脱しつつあるわが国経済ですが、国際情勢の緊迫化や円安によるエネルギー資源の調達難、原材料価格の高騰や電力料金の上昇の影響により、地域経済を支え雇用確保を担っている本県の中小・小規模事業者は非常に厳しい経営環境に置かれております。

しかしながら、本年度の地域別最低賃金の審議におきましては、政府の政策的なイニシアティブのもと、40円という大幅な引上げ額で結審したところであり、経営者側としては今後の中小・小規模企業の経営への影響を危惧しているところでもあります。

一方で当特定最低賃金の審議は、「公正競争ケース」として、賃金の不当な切下げの防止と事業の公正競争を確保するために行われるものであることを鑑み、公正競争を阻害する要因の有無、また公正競争を確保するために妥当な賃金水準など、本来的な検討材料に基づく審議をお願いするものであります。

2、山梨県の経済及び雇用の状況。

日本銀行甲府支店から9月13日に公表された「山梨県金融経済概観」によりますと、「県内景気は、一部に弱めの動きがみられるものの、持ち直している。」とされ、前回からの基調判断は横ばいとしています。

業種別の生産動向については、電気機械が「弱めの動きがみられている。」とし、電子部品・デバイスでは「減少している。」としています。

甲府財務事務所から7月26日に公表された「最近の山梨県の経済情勢」においても、生産活動については「弱含んでいる」とし、「電気機械、電子部品・デバイスなどは減少している」としています。

また雇用においては、令和5年8月29日公表の山梨労働局報道資料によると、7月の有効求人倍率、季節調整値、は1.23倍で、前月に比べて0.04ポイント低下、

産業別の新規求人数の対前年同月比では、電気機械器具製造業で14.5%、かつこ11人、と若干増となっていますが、電子部品・デバイス・電子回路製造業ではマイナス63.6%、56人、と大幅な減少となっています。

3、今年度の審議における使用者側の基本的見解。

以上のとおり、各種経済指標から全体的な傾向を見ると、昨年同時期に比べ企業経営の改善傾向は伺われますが、長期化が懸念される円安や資源価格の上昇、エネルギーコストの上昇などに伴う生産コストが大幅に上昇していることに加え、不透明な世界情勢が続くことを考え合わせると、特に中小・小規模事業者の経営は依然として厳しいものがあると考えます。

地域における雇用の主たる担い手である中小・小規模事業者の支払い能力を超えた特定最賃の上昇は、労働時間の短縮や雇用人員の減少につながるのみならず、中小・小規模事業者の経営の根幹を脅かし、事業継続にも支障をきたすおそれもあります。

当特定最賃においては、これまでの労使の協議により、近年は全国トップクラスの水準を確保しており、既に公正競争を確保する水準にあるものと認識しております。

今年度の審議では、未だ厳しい経営環境にある中小・小規模事業者の事業継続と雇用維持に配慮した審議を行いたいと考えております。

以上です。

(今井部会長)

ありがとうございました。

続きまして、自動車関係の労働者側、お願いいたします。

(櫻井委員)

自動車労働者側委員の櫻井です。

私のほうから労働者側の基本的見解を述べさせていただきます。

まず、お手元の表、1項目目になりますが、こちらは、県内の景気動向について、日銀甲府支店、山梨中央銀行、甲府財務事務所から公開された直近の状況を表しております。

景気は持ち直してはいるものの一部に弱含みがある、とのことで、回復には至っていないという報告になります。

また、山梨労働局から公表されている雇用の状況ですが、有効求人倍率は1倍を超えており、依然人手不足感はある、という報告がなされております。

次に2項目目ですが、2023春闘の結果を表しております。

連合山梨が集計した県内地場組合の春闘結果を、昨年、今年と表しております。

今春闘は物価上昇の影響によって、4%近い引き上げ率となっております。

ここには表示しておりませんが、300人以上の規模の引き上げ率は3.36%で、小

規模ほど引き上げ率は高い傾向にあります。

次に3項目目、こちらは製造業の県内労働者、とりわけ女性の短時間労働者の賃金を表しております。

こちら、令和3年は1,000円に届いておりませんが、令和4年で1,000円超となっております。

は高卒初任給を表しております。

こちらも1,000円近傍というふうな結果でございます。

裏面になりますが、4項目目は我々の上部団体である、金属労協の方針を表しております。

例年と大きく変わっておりませんが、人への投資という観点から労働の価値に見合う賃金水準への引き上げを目指すとしております。

これらを受けまして5番のまとめとさせていただきます。

県内の景気動向は、弱含みの表現があるとおり、まだ回復には至っていないものの、賃金については政労使を挙げて賃上げに取り組んだということもあり、組織労働者の賃金は大幅に上昇しております。

また、短時間労働者の賃金も、時間給1,000円を超えているという報告もございます。

労働人口の減少している状況下で、人員の確保は、多くの企業が抱える課題となっております。

とりわけ若者を中心とした有望な労働者の県外流出に歯止めを掛ける事はもちろん、大幅に賃金改定された組織労働者との格差是正のため、また非正規労働者の処遇改善の動きもあるなか、日本の基幹産業である当該産業に働く労働者の生活の確保と事業の公正競争確保を図ることからも、今年度の組織労働者の賃上げ結果に準拠した金額の引上げが必要であると考えております。

ただ、今年は引上げ額の上限があることから、そちらも考慮しながら各委員の皆様の御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

(今井部会長)

ありがとうございました。

続いて自動車関係の使用者側、お願いいたします。

(川島委員)

川島でございます。

私のほうから述べさせていただきます。

令和5年度山梨県自動車・同付属部品製造の最低賃金審議に関する使用者側の見解。

今年度の山梨県自動車・同付属部品製造の最低賃金の審議について、使用者側と

して以下のとおり見解を述べる。

新型コロナウイルス感染による影響は徐々に収まりつつあるものの、メーカーのグローバル調達が増速し拡大しているため、自動車部品の受注、生産の回復は限定的である。

また、原材料、エネルギーコストの高騰が続き、生産コストが高止まりしていることや政府のゼロゼロ融資の元本返済がピークを迎えるなか、円安などによる物価高や人材確保に伴う人件費上昇などで、コストアップが企業の資金繰りの負担となり、返済原資を確保できない企業も少なくない。

現下の状況では非常に難しい経営を迫られている企業が多く、何とか経営を維持して行くこと、存続させることに必死である。

しかし、会社を取り巻く経済環境が悪化している状況下では、脱落する企業の割合も高い状況が続いている。

特に企業体力、資金力の乏しい下請けの中小・零細企業ではその影響による倒産や廃業が危惧される。

昨今の報道で御承知のとおり、自動車業界はEV化の流れに拍車が掛かり、カーボンニュートラルの実現やグリーントランスフォーメーションなどの新たな対応を迫られており、実施する企業においては大きな負担となる上に、異業種の参入による競争で部品製造業者の統廃合が進み、大手製造業でさえ事業継続は困難な状況になっている。

また、自動車産業の生産拠点は賃金の安い東南アジア等へ、メーカー主導を含めて移管が増速しており、一部の部品の国内回帰はみられるものの限定的であり、国内の部品製造業界の危機感はますます高くなっている。

大手製造メーカーも業界での生き残りに苦慮しており、業績回復は遅れているため、中小・零細企業にとっては更に深刻な倒産、廃業の選択をせざるを得ない状況が続き、企業体力だけでなく使用者側の疲弊も否めない。

使用者側として、ここ数年の大幅な賃上げには無理を承知で協力してきたが、資金力に限界がある中で、事業を継続してゆく事が最大の責務であり、賃金支払能力の低下を危惧しながら、大きく変化する外部環境の中でも利益確保に苦慮していることを是非とも御理解頂きたい。

上述の現状を踏まえて経済状況を鑑み、中小・零細企業の窮状を考慮し、賃金支払能力に焦点を当てる事が最重要であり、事業存続と雇用の維持を最優先とすべきであると考えているため、当専門部会における特定最低賃金の審議には慎重な検討と適切な判断を要望する。

以上。

(今井部会長)

ありがとうございました。

双方から基本的見解が発表されましたが、それに対して議論にわたらない範囲で、

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

(各側委員)

(質問・意見等なし。)

【議 事(4)今年度の審議の進め方について】

(今井部会長)

ないようであれば、次に、「議事(4)「今年度の審議の進め方について」に移ります。

事務局から説明をお願いいたします。

(賃金室長)

説明いたします。

金額審議におきまして、当初に各側から御提示いただく金額の表明方法についてです。

具体的な金額審議に入ります初回の専門部会、本年度の場合は電気、自動車ともに第2回専門部会となりますが、その際に労働者側、使用者側それぞれから最初に御提示いただく金額の表明方法につきまして、令和2年度の審議から、当該金額を前日の午後3時頃までに事務局にお知らせいただき、当該金額を事務局から各委員の皆様へ、その日のうちにメールでお知らせさせていただいております。

そして、専門部会の当日におきましては、会議の冒頭、全委員が揃っている場におきまして、あらためて各側から金額の表明をしていただき、その上で、それぞれの控室に分かれていただき、具体的な金額審議に入っていただく形で御審議をいただいております。

これによりまして、労使双方から最初に御提示いただく金額を公益委員に御確認いただくステップを省略することができ、審議の効率化が図られ、また、各委員の皆様へ、出発点となる労使双方の金額をあらかじめ御承知いただいた上で、専門部会に臨んでいただくことで、その後の金額審議がスムーズに進みやすくなる効果があったものと考えられます。

本年度につきまして、昨年度までと同様の方式により、金額審議を行っていただくことの可否につきまして、御審議をお願いいたします。

(今井部会長)

事務局からの説明がありましたが、私としましては、昨年度と同様に行うのがよいのではないかと考えておりますけれども、いかがでございましょうか。

(各側委員)

(異議なし。)

(今井部会長)

特に御異議がなければ、これで行っていきたいと思います。

それでは、最初の金額の提示方法は、昨年度と同様といたしますので、第2回専門部会前日に事務局へ金額をお知らせいただきますようお願いいたします。

【 議 事 (5) その他 】

(今井部会長)

次の議事「(5) その他」に入ります。

何かございますでしょうか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(今井部会長)

特になければ、事務局からお願いします。

(賃金室長)

次回の専門部会の日程について説明いたします。

電気の専門部会は、10月13日金曜日、午後2時からで、会場は本日と場所が変わり、山梨労働局庁舎の1階会議室となります。

自動車の専門部会は、10月11日水曜日、午前10時からで、会場は山梨労働局庁舎の3階会議室になります。

それぞれの部会で会場が異なりますが、よろしく願いいたします。

(今井部会長)

よろしいでしょうか。

他にないようでしたら、以上をもちまして本日の第1回合同専門部会を終了いたします。

なお、本日の議事録の確認は、労働者側は小林委員、使用者側は山岸委員をお願いいたします。

本日はお疲れ様でした。